

五戸町販路開拓事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 町は、町内中小企業等の販売力の向上と競争力の強化を図り、販路開拓と外貨獲得を推進することを目的として、町内に本社を有する中小企業等が行う販路開拓のための取組みに要する経費について、当該企業等に対し、予算の範囲内で五戸町販路開拓事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、申請時点で1年以上事業活動の実績がある事業者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 町内に本社を有する中小企業者
- (2) 町税の全税目について滞納がない者
- (3) 過去2か年に本補助金の交付を受けていない者

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五戸町販路開拓事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 町税に滞納がないことを証明する書類
- (4) 個人事業主の場合は開業届の写し
法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し
- (5) 展示会等の開催に係る要領等
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第6 町長は、第5の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行う。

2 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

3 町長は、補助金の交付の決定をしたときは速やかにその決定内容及びこれに条件を付したときはその条件を五戸町販路開拓事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）にて当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請書の取下げ)

第7 第6の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第8 補助事業者は、補助対象事業の内容または経費を変更しようとするときは、速やかに五戸町販路開拓事業費補助金変更承認申請書（様式第5号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更は除くものとする。

(1) 補助金の増額を伴わず、かつ、補助対象経費の総額の20%以内での変更を行う場合

(2) 事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で内容を変更する場合

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第9 補助事業者は、補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ五戸町販路開拓事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

(事前着手)

第10 補助金事業者は、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、五戸町販路開拓事業費補助金事前着手届（様式第7号）を町長に提出したときは、この限りではない。

(実績報告)

第11 規則第9条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の中止（廃止）の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の次の4月10日のいずれか早い期日までに五戸町販路開拓事業費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 事業の実施状況を証する写真
- (4) 事業に係る納品書、請求書、領収書などの支払いの証拠となる書類の写し
- (5) その他特に町長が必要と認める書類

（補助金額の確定及び通知）

第12 町長は、第11の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業性が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、五戸町販路開拓事業費補助金確定通知書（様式第11号）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の方法）

第13 補助金は第12の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、町長が補助対象事業の遂行上必要であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

（補助金の請求等）

第14 補助金の請求は、五戸町販路開拓事業費補助金（概算払）請求書（様式第12号）を提出して行うものとする。

（補助金の取消し）

第15 町長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく町長の処分に違反したとき、又は虚偽の申請その他不正な行為があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第16 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付がされているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第17 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則（令和6年 五戸町告示第35号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4関係）

補助対象事業	内容	補助対象経費	補助率	補助金上限額
県外展示会等出展事業 （国、県及びその他団体の補助金、助成金及び交付金の対象となる事業を除く）	販路開拓のため、販売を目的としな い、国内で開催さ れる全国規模の展 示会、商談会等へ の出展にかかる経 費を補助する。	出展料、小間料、 会場設営費、旅 費、宿泊費 （注）、その他町 長が特に必要と認 める経費	4分の3以 内	20万円 （補助金に千 円未満の端数 金額がある時 はその端数を 切り捨てるも のとする）

（注）宿泊費は1泊あたりの補助上限額を13,000円/人とする。